

2006.11.13 《佐呂間町竜巻情報》

平成18年11月8日発生した常呂郡佐呂間町の「竜巻災害」による人身及び物損の損害は、次の通り保険種類によって支払対象になります。

#### **家屋損害**

住宅総合保険・店舗総合保険・長期総合保険及び住宅保険のご加入者の場合に「風災雪害担保」で、損害程度に応じて支払い対象になります。

#### **車両損害**

自動車保険の加入者で「車両保険」をつけており、なおかつ「一般車両」に加入している場合支払い対象になります。但し「エコノミーA特約」の場合には対象外です。

#### **人身死亡ケガ被害者**

普通傷害保険（積立モノを含む）の加入者は（死亡後遺症・入院保険金・通院保険金）被害程度の範囲に応じて、保険金支払いの対象になります。

詳しくは損害保険協会の下記ホームページアドレスをご参照下さい。

[http://www.sonpo.or.jp/action/release/news\\_tornado\\_2006.html](http://www.sonpo.or.jp/action/release/news_tornado_2006.html)